

台風19号で被災された皆さまへ

災害救助法に基づく住宅の応急修理について（ご案内）

■ 1 対象となる応急修理 《裏面参照》

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等、当該住宅での生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

■ 2 応急修理の限度額

| り災程度（り災証明書） | 応急修理の限度額 |
|--|---------------|
| 大規模半壊、半壊 | 595,000 円（税込） |
| 一部損壊（準半壊） | 300,000 円（税込） |
| 一部損壊（10%未満） （床下浸水で、屋根や外壁、設備等に被害がない場合など） | 対象外 |

※一部損壊（準半壊）の判定には、2次調査が必要となります。

■ 3 対象となる方・・・次のすべての要件を満たす方

- ① 住宅が、大規模半壊、半壊または一部損壊（準半壊）の被害を受けている方 ※1
- ② 応急修理を行った後、当該住宅で生活する方（公費解体を利用しない方）
- ③ 災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上型、建設型）を利用しない方、利用していない方
- ④ 自らの資力では応急修理をすることができない方（大規模半壊は除く）

※1：全壊の住宅は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、応急修理の対象とはなりません。ただし全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となることもあります。

■ 4 応急修理の方法

市が建築事業者等に応急修理工事を委託します。

《応急修理を行う建築事業者等（工務店など）について》

- ・応急修理を行う建設事業者等は、申込者に市の事業者リストから選定していただきます。
- ・自ら選定することが難しい方には、紹介団体（長野市建設業協会 026-224-3660）をご紹介します。
- ・依頼したい建築事業者等が決まっている場合は、相談時や申込受付時に申し出ください。

■ 5 受付窓口・受付時間（申込みの期末は未定です）

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| 市役所 第一庁舎 1階 市民交流スペース | 平日のみ 8:30～17:15 |
| 豊野支所・柳原支所・篠ノ井総合市民センター・松代支所 | 毎日（土日祝祭日含む） 9:00～17:15 |

※古里支所での受付は12月1日で終了しました

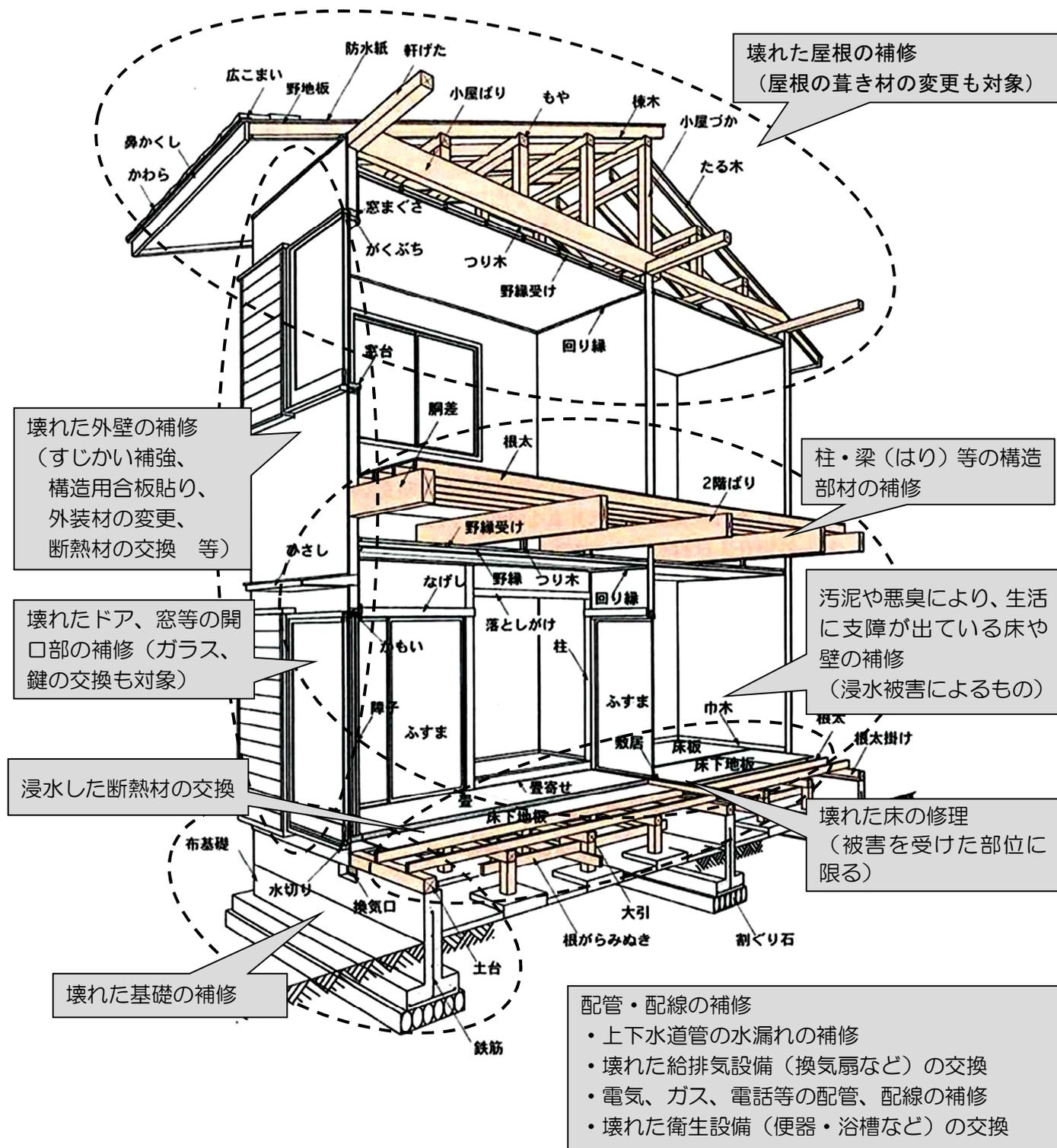
■ 6 申込み方法等

- ・■3の対象となる方の要件をご確認の上、相談・受付場所にご来場ください。
- ・事前に申込書等が用意できる場合はご持参ください。（様式は市ホームページに掲載しています）
《申込書等》 ①住宅の応急修理申込書（様式1） ②罹災証明書（写し可）
- ・申込み受付時に、応急修理までの流れをご説明いたします。

住宅応急修理相談窓口 電話 026-224-8901 長野市役所建築指導課
制度の詳細内容は市ホームページにも掲載しています⇒



■対象となる応急修理の例



< 注意点 >

- ・対象となる部分は、日常生活に最低限必要となる居間、台所、便所、浴室、寝室、それらを繋ぐ通路等です(納戸や客間、使用していない部屋は対象外)。
- ・応急修理は、建物の構造安全性を確保する修理を優先してください。
- ・壁のクロスなど、仕上げのみの交換は対象外です。
- ・床下地の修理に併せて交換する畳やフローリングについては対象となります(畳の交換枚数に上限なし)。
- ・電化製品などの家電は、すべて対象外です。
- ・壊れた衛生設備の交換の際、グレードアップになるものは対象外となります。

住宅応急修理相談窓口 電話 026-224-8901 長野市役所建築指導課
制度の詳細内容は市ホームページにも掲載しています⇒

